

議案第 1 0 7 号

八潮市職員定数条例の一部を改正する条例について  
八潮市職員定数条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

市長の事務部局の職員及び教育委員会の事務部局の職員の定数を増員する等したいため、この案を提出するものである。

## 八潮市職員定数条例の一部を改正する条例

八潮市職員定数条例（昭和４６年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「５３５人」を「５５０人」に改め、同項第７号中「６２人」を「６３人」に改め、同条に次の１項を加える。

- ３ 前項各号の規定により定数に含めないこととした職員が復職し、又は職務に復帰することにより、第１項各号に掲げる定数を超えるときは、１年を超えない期間に限り、当該職員を定数に含めないことができる。
- 第３条中「前条各号」を「前条第１項各号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。